

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する政令（概要）

1 政令案の趣旨

今般、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）により、会社法（平成 17 年法律第 86 号）における株主総会、取締役等や社債の管理等に関する規律の見直しを行った。また、これに伴い、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号。以下「会社法整備法」という。）により、法人制度や組合制度を規定する法律についても所要の見直しを行った。これらの法律の施行に伴い、厚生労働省関係政令について所要の改正を行う。

2 政令案の概要

（1）医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）の一部改正

- （ア）社団たる医療法人及び財団たる医療法人の補償契約及び役員のために締結される保険契約について、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 49 条の 4 の規定により準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に係る技術的読替えを整備する。
- （イ）社会医療法人が社会医療法人債を発行する場合において、医療法第 54 条の 7 の規定により準用する会社法の規定に係る技術的読替えを整備する。
- （ウ）社会医療法人債を社債とみなして適用すべき法令の適用についての技術的読替えを整備する。
- （エ）その他所要の規定の整備を行う。

（2）社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）の一部改正

社会福祉法人の補償契約及び役員等のために締結される保険契約について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 22 の 2 の規定により準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に係る技術的読替えを整備する。

（3）消費生活協同組合法施行令（平成 19 年政令第 373 号）の一部改正

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）の改正に伴い、消費生活協同組合法施行令の所要の規定の整理を行う。

3 公布日等

- （1）公布日：令和 2 年 11 月 26 日
- （2）施行期日：会社法の一部を改正する法律の施行の日
（令和 3 年 3 月 1 日（予定））